

第32回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和5年3月23日(金) 13時30分
第32回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和5年3月23日(金) 13時24分

3. 閉 会 令和5年3月23日(金) 13時48分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 10番一市村委員

6. 議事録署名委員 7番一泉委員 8番一東城委員

7. 付議議件 議案第147号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第150号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第 32 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は10番一市村委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p>
議長	<p>それでは第 32 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、7番一泉委員、8番一東城委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 147 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 147 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字来運1筆、地目畑、面積は16,972 m²となっており、他字来運9筆は記載のとおりで合計面積68,591 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字朱円西 1 筆、地目畑、面積 18,371 m²となっており、他字朱円西 16 筆、字大栄 6 筆は記載のとおりで合計面積 265,857 m²となっております。利用権の種類は使用貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>番号 1 から 2 の合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 148 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 148 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字朱円東 1 筆、公簿地目畑、面積 11,721 m²。他字朱円東 2 筆、字朱円 7 筆、字朱円西 22 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 291,816.34 m²、申請の理由は貸人が申請地を自作しないため賃貸したい。借人が申請地を経営規模拡大のため借り受けたいとなっております。労働力・経営面積について</p>

	<p>は記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字朱円西 1 筆、公簿地目畑、面積 18,371 m²。他 15 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 95,662 m²、申請の理由は貸人が申請地を自作しないため賃貸する。借人は申請地を経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分3、関係の土地については字大栄 1 筆、公簿地目畑、面積 29,354 m²。他 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 84,507 m²、申請の理由は貸人が申請地を自作しないため貸し付けたい。借人は申請地を経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分4、関係の土地については字大栄 1 筆、公簿地目畑、面積 25,916 m²。他 1 筆、地目については記載のとおり、全体面積は 85,492 m²、申請の理由は貸人が申請地を自作しないので貸し付けたい。借人は申請地を経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について、区分 1 から 4 は 4 頁に記載しています。</p> <p>現地調査については区分 1 から 2 が 3 月 17 日(金)田中委員、菱川委員、青柳委員。区分 3 から 4 が 3 月 20 日(月)馬場委員、岩井委員、山口委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いづれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 2 の現地確認委員田中委員どうでしたか
田中委員	問題ありません。
議長	区分 3 から 4 の現地確認委員馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長	区分 2 から 4 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、区分 2 から 4 を異議なしと認め決定します</p> <p>区分 1 は泉委員の案件になりますので退席をお願いいたします。</p> <p>(泉委員退席)</p> <p>区分 1 の現地確認委員田中委員どうでしたか。</p>
田中委員	問題ありません。

議長	区分1について決定してよろしいでしょうか
全員	異議なし。
議長	農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、区分1について異議なしと認め決定します。 (泉委員着席)
事務局	日程4、議案149号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。 議案第149号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字峰浜1筆、地目畑、面積は11,094㎡、申請の理由については砂利採取、採取量21,801㎡、転用の概要について、砂利採取11,094㎡、期間は令和5年5月2日から令和6年5月1日となっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認は令和4年5月24日(火)小池委員、泉委員、菱川委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	現地確認委員の小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第150号斜里町農用地利用集積計画案の承認について(1)所有権の移転関係の説明をお願いします。
事務局	議案第150号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、ウトロ高原1筆、地目畑、面積11,231㎡、その他ウトロ高原6筆、合計面積71,460㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業のため譲受するとなっております。価格については8,284千円、反当り116千円となっております。幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、青柳委員、小池委員で行なっています。

	<p>番号 2、関係の土地については、ウトロ高原 1 筆、地目畑、面積 1,539 m²、その他ウトロ高原 7 筆、合計面積 79,713 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業のためとなっています。価格については 8,775 千円、反当り 110 千円となっています。斡旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、青柳委員、小池委員で行なっています。</p> <p>番号 1 から 2 の位置図については次頁に記載となっています。</p>
議長	(1)所有権の移転関係番号 1 から2について決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>つづいて(2)利用権の設定関係について、説明願います。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、地目畑、面積は 7,346 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 10 年 11 月 30 日まで、借賃は反当り 6,500 円、支払い方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号2、関係の土地については字以久科南 1 筆、地目畑、面積は 746 m²、その他字以久科南 1 筆、合計面積 48,920 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 5 年 3 月 23 日から令和 10 年 1 月 25 日まで、借賃は反当り 5,845 円、支払い方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(2)利用権の設定関係について番号 1 から 2 まで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。</p>
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 32 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和5年3月23日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員